

中国における公訴時効（訴追時効）の中断制度に関する考察

高橋孝治¹

要旨

中国（中華人民共和国）においては、公訴時効制度に関して「訴追期限内に再び犯罪を行ったときは、前罪の訴追期限は後罪を犯した日から起算する」という条文が存在する。しかし、確定判決を経なければ「犯罪と疑われる行為」はあっても「犯罪」は存在しない。このため、この条文の「犯罪」とは「確定判決を経る前の行為」も含むのか否かが問題となる。本稿は、この問題を検討するべく、中国で公開されている限りの関連する裁判結果などを検討して考察するものである。

本稿の結論としては、基本的には併合罪関係にあるときのみ当該条文は使われており、前罪の判決と同時に公訴時効の中断も判断しているとの結論を得る。さらに、再犯により被告人の社会的危害性が高まったために、「処罰しなければならない（処罰の必要性を優先する）」という政治的判断を優先する規定であるとも評価する。

キーワード：中国法 刑事法 公訴時効制度

※本稿において、[] は直前の単語の中国語原文を示し、初出にのみ付した。

すときは「訴追時効制度」ということにする。また、日本や一般的な当該制度を指す場合、「公訴時効制度」という)²。

中国では刑法は1979年7月1日に公布され（1980年1月1日施行。以下、「79年刑法」という）、1997年3月14日に全面改正された（1997年10月1日施行。2015年8月29日最終改正。2015年11月1日改正法施行。以下、「97年刑法」という）。訴追時効制度は刑法上に規定されており、97年刑法上の根拠条文は以下の通りである。

I. はじめに

1. 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪の発生から一定期間が経過すると訴権が失われ、どんなに有罪の証拠が揃っていても、起訴ができなくなるという制度である（池田・前田，2014：p.252；上口，2015：p.232）。この制度は多くの国で「市民権を得た制度」とも評されている（道谷，1994：p.73）。中華人民共和国（以下「中国」という。1949年10月1日の中華人民共和国成立宣言以降を特に強調する場合は「新中国」という）では公訴時効制度は、訴追時効制度〔追訴時効制度〕という名で導入されている（以下、「中国の公訴時効制度」を指

97年刑法

第87条³ 犯罪は以下の期限を経過したら訴訟提起できない。

（一）最高法定刑が5年未満の有期懲役の場合、5年。

- (二) 最高法定刑が 5 年以上 10 年未満の有期懲役の場合、10 年。
- (三) 最高法定刑が 10 年以上の有期懲役の場合、15 年。
- (四) 最高法定刑が無期懲役、死刑の場合、20 年。20 年を経過しても訴訟提起が必要な場合は最高人民検察院に報告しその許可を得なければならない。

第 88 条⁴ 人民検察院、公安機関もしくは国家安全機関が立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない。

被害者が訴追期限内に告発〔控告〕した場合において、人民法院、人民検察院または公安機関が立案すべきであったにも関わらず立案しなかった場合は、訴追時効の制限を受けない。

第 89 条⁵ 訴追期限は、罪を犯した日から起算する。犯罪行為が連続または継続の状態にあるときは、犯罪行為の終了日から起算する。

訴追期限内に再び犯罪を行ったときは、前罪の訴追期限は後罪を犯した日から起算する。

ところで、公訴時効制度や訴追時効制度は、単に時間が経過すれば起訴ができなくなるというのではなく、時効期間の進行を阻害する制度が用意されている。具体的には時効の停止制度や中断制度と呼ばれる制度がある。時効の停止制度とは、停止事由が発生してからその停止事由が消滅するまでの期間は、時効計算の期間に含まないとする制度である。これに対し、時効の中断制度は、中断事由が発生した場合、それまで進行していた時効計算をなかったことにし、中断事由が消滅した

ときに再び最初から時効期間を計算し直すという制度である。

中国では訴追時効に停止制度は存在せず、97 年刑法第 2 項で「訴追期限内に再び犯罪を行ったとき」のみが中断事由として認められている。しかし、犯罪が行われたと言うためには、裁判官の判決がなければならないはずである（ベッカリーア、1959 : p.60）。これについては、「犯罪の成立とは裁判所によって決定されるものであり、そこで決定された以外の犯罪の評価とは、単なるその行為へのある見方であるだけに過ぎず、何ら犯罪を構成するものではない」とも指摘されている（菅原、2008 : p.14）。つまり、裁判の確定判決が出される前には「犯罪が行われた」という場合は存在しないのである。

この意味では、犯罪と認定される可能性のある行為が複数あった場合、後で実行した行為が人民法院（日本でいう「裁判所」）で犯罪と認定された場合にやっとなら先に実行した行為の訴追時効が中断するということなのだろうか。それとも、犯罪と思われる行為が確認できればそれのみで訴追時効は中断ということなのだろうか。本稿はこの問題を中心として、再犯による訴追時効の中断制度を、公開されている限りの事例⁶などから実態を明らかにし、考察を行うことを目的とする。

2. 先行研究の検討

訴追時効の中断に関してはいかなる先行研究があるのだろうか。日本語では、訴追時効制度についての研究は多くない⁷。特に中断に関して日本語では平野・浅井(1982 : p.109)が触れてはいるものの、管見の限り先行研究と呼べるものは存在しない。

中国においては、当然に訴追時効の中断について多くの書が触れているが、概説に留まり「研究」と呼べる内容にはなっていない。訴追時効の中断に関する先行研究について

は、管見の限り、于（1998：pp.244-269）および于（1999：pp.376-386）、黄・常・陳（2012：pp.81-85）しか見当たらない。これらについては、基本的に理念的な検討のみを行っており、本稿が行おうとしている裁判結果など、中国の現実の司法実務については触れられていない。しかも、この理念的な検討も疑義がある内容となっているため、IV. で詳細に検討したい。なお、黄・常・陳（2012）のみ実際の事件を素材として用いるなど、中国の司法実務を検証しようとしているようだが、こちらもやはり疑義がある内容となっており、黄・常・陳（2012）の内容もIV. 3. で検討することとする。

II. 訴追時効に対する再犯による中断制度の概要

訴追時効の中断の条文については、I.

1. で既に見たが、中国ではこの再犯による訴追時効の中断制度についてどのように理解されており、どのような経緯で規定されたのかを本章で明らかにする。

1. 制度趣旨

訴追期限内に再び犯罪を行ったとき、訴追時効は中断することだが、中国ではこれは「前罪の訴追時効期間内にまた犯罪を行うということは改悛しておらず、前罪の際に発現した危険性が消滅しきっていないという意味であり、犯罪の特殊予防の目的から前罪の訴追時効期間を後罪の日から再計算するのである」と説明されている（曲，2007：p.269；高・馬，2011：p.313；張，2011：p.569；楊・楊・郭，2011：p.201）。これは基本的に中国で訴追時効の中断制度を説明する時に必ず使われている表現であり、通説的見解と言える。

中国での刑罰の目的は、刑事責任の実現という面もあるが、犯罪者に刑罰を課すことで、

教育改造を行うという面もある（賈，2009：p.191，p.197；曲，2007：p.198；高・馬，2011：p.221；張，2011：p.452）。これは、犯罪者を教育改造して「新人」にして社会復帰させるという意味である（平野，1959：p.6；陳，2012：p.270）。このことは憲法（1982年12月4日公布・施行。2018年3月11日最終改正・改正法施行）第28条にも、「国家は社会秩序を維持し、国家に対する反逆およびその他国家の安全に危害を与える犯罪活動を鎮圧し、社会治安に危害を与える活動、社会主義経済を破壊する活動およびその他の犯罪活動に制裁を加え、犯罪者を処罰し改造する」と規定されている⁸。中国では「懲罰と寛大の結合」という刑事政策があり、犯罪者が反省・改造するなら寛大に取り扱うということになっている（謝，1989：p.643；王，1993：p.290）⁹。この意味では、再び犯罪を行うという自己改造が見られない場合に訴追時効を中断させるという方法は、中国の刑罰の目的とも合致していると言える。

2. 訴追時効の中断に関する母法

本節では、訴追時効期間内に再犯を行うと訴追時効が中断するとの規定はどのようにして中国で規定されたのかを明らかにしたい。中国では79年刑法が制定される前にも、多くの施行されていなかった刑法草案が存在していた。中国では1950年より刑法の起草作業が始まっており、1950年7月25日には「中華人民共和国刑法大綱草案」が、1954年9月30日には「中華人民共和国刑法指導原則草案（初稿）」が作成され、このような刑法草案は1979年6月30日に作成される「中華人民共和国刑法草案（第38次稿）」まで続くことになる。これらの刑法草案は、残念ながら条文の全てが明らかになっているわけではない（歐武夫，1996：p.2）。しかし、公開されている限りの刑法草案で見ると、最も古いものでは、1956

年11月12日に作成された「中華人民共和国刑法草案(草稿)(第13次稿)」第83条第2項に、訴追時効期間内に再び犯罪を行うと訴追時効が中断する旨の規定を見ることができ(高・趙, 1998 : p.204)。

そして、新中国成立前の中国に存在していたいわゆる中華民国政府の法律(暫行新刑律(1912年4月30日公布・施行)および中華民国刑法(1928年3月10日公布。同年9月1日施行))には、訴追時効期間内に再犯を行うと訴追時効が中断する旨の規定を見ることができない。そして、1957年時点で中国が刑法作成の資料として参照していた外国刑法のほとんどで類似する規定を見ることができ¹⁰。例えば、1922年のソビエト・ロシア共和国刑法(以下「22年ロシア刑法」という)第21条には「……以下の状況の一つである場合、刑罰は適用しない。……(二)犯罪者が犯罪を行ってから、時効期間が経過し、かつ規定された期間内にその他の犯罪行為を行わなかった場合」と規定されていた。さらに、1924年のソビエト連邦および各加盟共和国刑事立法綱要第10条第2項には「以下の状況に合致するとき、時効は完成する。……(二)犯罪の時効期間が経過し、犯罪者が本上の規定する期間内にその他の同類もしくは同等程度の犯罪を行わなかった場合」と、1926年のロシア社会主義連邦ソビエト共和国刑法第14条第2項には「……もし規定の時効期間内に、同類の犯罪もしくは新しく先の犯罪より軽い犯罪を行った場合……には時効は中断する。この場合、時効期間は二回目の犯罪行為実施のときを一日目として……起算する」と規定されていた。また、モンゴル刑法第13条第2項にも「……もし規定の時効期間内に、裁判—捜査機関が罪行為が行われたことを知った場合、もしくは時効期間内にその他同類の犯罪もしくは先の犯罪より軽い犯罪が行われた場合、時効は中断する」との規定が

ある。その他にも、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)刑法第60条第1項、アルバニア刑法第53条第2項、チェコスロバキア刑法第65条第3項第2号にも同様の規定がある。このとき、中国が参考にしてきた法律の中で、「訴追時効期間内に再び犯罪を犯すと訴追時効が中断する」との規定がないのは、ブルガリア刑法、ドイツ刑法、中華民国刑法のみである。ここから、「訴追時効期間内に再び犯罪を行うと訴追時効が中断する」との規定は、社会主義国(ただし、少なくとも中国が参考にしてきた国の中ではブルガリアを除く)の公訴時効制度の特徴ということができよう。なお、ソビエト連邦でも刑罰の目的の一つは、犯罪者の改造であるとされているため(中山, 1972 : p.249 ; 曹[ほか], 1984 : p.97)¹¹、改悛していない犯罪者(再犯を行う犯罪者)の公訴時効が中断するというのは、社会主義国家では当然のことと言えるのかもしれない。

新中国の法制度は、ソビエト連邦や他の社会主義国の制度を参考に導入されたとされているが、訴追時効の中断についても、ソビエト連邦や他の社会主義国を参考に導入したと言っていいたいだろう。しかし、ここで注意すべきなのは、ここで挙げた規定は、22年ロシア刑法を除き全て「時効期間内にその他同類の犯罪もしくは先の犯罪より軽い犯罪が行われた場合」もしくは「犯罪者が、時効期間内に同類の犯罪もしくはさらに重い犯罪を犯した場合……時効は中断する」(北朝鮮刑法第60条第1項、アルバニア刑法第53条第2項、チェコスロバキア刑法第65条第3項第2号)と規定されていることである¹²。すなわち、中国と22年ロシア刑法以外の規定では、みな同類もしくは先より軽い(重い)犯罪を行った場合にのみ時効が中断しているのである。これに対し、中国では単に「訴追期限内に再び犯罪を行ったとき」に訴追時効は中断するとししか規定されておらず、

学説上も後罪の性質、形式の如何を問わず、また処罰の軽重を問わず前罪の経過した時効期間は全て無効となると解釈されている(于, 1998 : p.245 ; 黄・常・陳, 2012 : p.83; ; 陳, 2012 : p.332) . 中国では、処罰の軽重を問わず再犯を行えば訴追時効が中断するとなっている点については、III. 3. で検討する。

III. 訴追時効に対する再犯による中断制度の実務運用

本章では、I. 1. で指摘したような後発行為が、裁判所に犯罪と認定される前にも訴追時効が中断する「犯罪行為」とされているのか否かを探るべく、2013年5月4日時点で中国で公開されている再犯による訴追時効の中断について言及している全ての案例(5件)を精査する。

1. 事例の概要と簡易な評釈

本節では、本稿で検討する5件の案例について紹介し、簡単な評釈を行う。

【事例1】(判決番号は(2012)川刑初字第033号)

被告人Aは、2005年11月12日にノートパソコンやMP3プレイヤーなどを盗み(第一行為)、さらに2011年5月23日には現金5,740元を(第二行為)、同年6月20日にはノートパソコン、デジタルカメラを、同年7月12日には現金6,000元を盗んだとして2011年8月4日に刑事拘留され、同年9月8日に逮捕、2012年1月16日に起訴された。そして、窃盗罪の訴追時効期間は5年であるため、2005年の窃盗については2010年11月11日より後には起訴できず、再犯も2011年5月23日であり、検察側は「被告人が捜査や裁判から逃亡した」という証拠を提出していないとして第二行為以降の罪で3年の懲役刑およ

び3,000元の罰金刑の併科が科された。

【事例1】については、訴追時効期間経過後に再犯を行ったとのことで、訴追時効は中断せず、第二行為以降の犯罪についてのみ処罰している。これは、ある見方をすれば第一行為については訴追時効により有罪とされないと認めていることでもある¹³。しかし、訴追時効により有罪とされない場合は、全て政治的判断によって有罪とされなかったのではないかという指摘がなされている(高橋, 2018 : p.17)。ところが、【事例1】の場合においては、第二行為以降の犯罪で有罪となり、処罰が科されている。すなわち、結果として【事例1】のAには何らかの処罰が科されているので、第一行為については訴追時効により有罪とされなくてもよいという判断があったのではないかという評価ができる。訴追時効制度は、97年刑法第88条第1項により、実務上「立案(捜査機関内部の捜査開始の決定)」がなされていれば訴追時効にかかることはないという運用がなされている(高橋, 2016a : p.83)。しかし、【事例1】では立案の時期に触れることなく判決が出ており、第二行為以降の犯罪で処罰を科することができるため、第一行為を処罰しなくても構わないとの判断があったのではないかと評価できるのである。

【事例2】(判決番号は(2005)射刑初字第268号)

被告人Aは、1995年4月に自らの建設会社が学校宿舎を建設できるようにするため、小学校の校長に賄賂を送った(第一行為)。そして、後の1998年5月、1999年10月にそれぞれ塗料工場の工場長BやCなどにも賄賂を送った(第二行為、第三行為)。これにより2005年8月25日にAは起訴された。しかし、第一行為については、10年の訴追時効

期間が2005年4月に経過していた。しかし、第二行為および第三行為により、1999年10月から訴追時効期間は計算し直すため、第一行為も処罰の対象となるが、Aは自首をしているので、処罰は軽くし、3か月の拘留〔拘役〕に6か月の執行猶予を付して科すとの判断がなされた。

【事例2】の第一行為、第二行為、第三行為は、すべてAの建設会社が利益を得られるようにするため賄賂を送ったものである。これは自社の利益のためという一つの故意をもって複数の贈賄を行ったということであり、連続犯と捉えられるだろう¹⁴。とすると、【事例2】においては、97年刑法第89条第2項の再犯による訴追時効の中断の規定を用いるよりかは、97年刑法第89条第1項の「犯罪行為が連続……状態にあるときは、犯罪行為の終了日から起算する」との規定を用い、第一行為、第二行為、第三行為の全てを、第三行為が行われた1999年10月から訴追時効を起算するとの論理にするべきだったのではないだろうか」と評価できる。

【事例3】（判決番号は（2009）平刑再終字第7号）

1992年9月25日被告人Aは、友人Bの兄が暴行を受けたため、Bと共に報復のためにBの兄を暴行したCを暴行した（第一行為）。続いて、2000年10月16日、Aとその他の何人かで、第一行為とは何の関係もない者Dを暴行した（第二行為）。

本件は、第一行為、第二行為ともに起訴日などが公開されている裁判記録からは、明らかではない。しかし、第一審はこれら二つの事件を併合罪〔数罪併罰〕として、合わせて7年の有期懲役および10,000元の罰金に処した。これに対して、Aは上訴をしたが、第二審判決も第一審を維持した。また、第二審判

決の中で、「第一行為から起算して第二行為は訴追時効期間である10年を経過せずに発生しており、97年刑法第87条および第89条を根拠にAの訴追時効期間は経過していない」と判示された。

これに対してAはさらに再審請求をしたのだが、Dの被害が軽傷であったことなどで量刑には変更があったものの、再審でも基本的に第一審、第二審の判断は維持され、Aに5年6ヶ月の有期懲役および10,000元の罰金が科されることとなった。

【事例4】（判決番号は（2010）南宛刑初字第31号）

被告人Aは、2004年11月（第一行為）と2008年9月（第二行為）にそれぞれ詐欺行為を行い、2010年2月1日に起訴された。第一行為については、弁護士側から訴追時効期間が経過している旨の指摘があった。しかし、人民法院は、当該行為の訴追時効期間は5年であり、第一行為から5年以内である2008年9月にAは再犯を起こしており、第一行為も2008年9月から訴追時効期間を計算し直すとして、第一行為と第二行為を合わせてAに4か月の拘留を科すとの判決が下った。

【事例3】の第一行為と第二行為には何の関係もない。単にAが全く関連のない事件を複数起こしたという問題である。また、【事例4】の第一行為と第二行為の間に、何らかの関連性があるのか否かについては、公開されている裁判結果からは分からない。しかし、裁判途中で関連性が言及されていないことから、【事例4】の第一行為と第二行為の間に、関連性はないもしくは薄いと考えることができる。

日本では、関連がないと考えられる複数の事件があり、被告人が同一人物である場合、併合罪として同一人物の複数の罪を同時に起

訴することも、別個に起訴することもできる（池田・前田，2014：p.239）¹⁵。このような併合罪による処理方法は、中国でも同じである（曲，2007：p.243；高・馬，2011：pp.281-282）。

本稿の問題意識は、訴追時効期間内に再犯を行った場合、訴追時効が中断するとの規定があるが、確定判決を経していない段階では「犯罪」は存在しないはずであり、ここに論理矛盾があるのではないかという点から出発していた。しかし、【事例3】や【事例4】のように、第一行為と第二行為以降を併合罪として処理する場合、第二行為以降が判決により「犯罪」と認定され、第一行為の訴追時効を中断させる効果があるのか否かは、第一行為に対する判決と同時に決定する。そのため併合罪として処理される限りにおいては、「訴追時効期間内に再犯が起きた場合、訴追時効が中断するとの規定があるが、確定判決を経していない段階では『犯罪』は存在しないはず」なのではないかとの論理矛盾は生じていないことになる。

【事例5】（判決番号は（2006）贛中刑二初字第6号）

銀行に勤務していた被告人Aは、1995年5月から1997年4月までクレジットカード会社甲社に勤務していたBと共同して公金横領〔挪用公款〕を行った。さらに1998年4月29日、Aは銀行への限度額を超えた為替の持ち込みに対し激怒し、思わず顧客と争いを起こし、軽傷を負わせた。その後、Aは2000年2月17日および25日にもBと公金横領を行い、さらに2003年5月および2004年6月には賄賂を受け取った。これらについて、Aは2005年1月18日に刑事拘留を受け、同年2月1日に逮捕、翌年2月23日に起訴された。

この起訴は、公金横領、故意傷害、収賄の3つによるものであり、裁判中でも、1997年4月から訴追時効期間の5年以内である1998

年4月に再犯を起こし、さらにその5年以内である2000年2月17日に公金横領を行い、2003年にも収賄を行っており、全て訴追時効期間内に再犯を起しているため全ての行為の訴追時効期間は経過していないと判断された。そして、Aには公金横領、故意傷害、収賄の併科として20年の有期徒刑および10万円の財産没収が科され、さらに収賄および公金横領で得た所得の国庫への納付が言い渡された。

【事例5】についても、公金横領、故意傷害、収賄の3つの行為につき、併合罪としてまとめて起訴しており、【事例3】や【事例4】と同様に評価できる。しかし、【事例5】については、1995年5月から1997年4月までの公金横領や1998年4月28日の傷害行為については、その後すぐに刑事拘留などはされていないにも関わらず、2003年5月と2004年6月の収賄後に刑事拘留されている。このことから、1998年4月28日の傷害行為などがあつたときには、特に処罰する必要がないと判断されていたにも関わらず¹⁶、あまりにも常習的に犯罪行為を行うために2005年頃になって、やっとAに対して公安（日本の「警察」に相当）が動き出したのではないかと考えられる。日本などでは公訴時効制度の必要性を説明する際に「検察官に、事件発生後、無制限に起訴の自由を許しておくことは、個人に対する脅迫である。検察官が自分に都合のいいとき、あるいはその他の理由で、ある過去の事件に関し、何時でも、容疑者を逮捕し、取調べ、起訴をすることができるとしたら、それは、労働運動や、政治運動の弾圧に利用される危険性を残すことになる」と言われることもある（坂口，1960：p.409）。【事例5】からは、常習犯などに対し、検察官が都合のいいときに、過去の事件に関し起訴できるようにしているのが中国の訴追時効制度

であるようにも見える。

2. 事例全体を概観して

本章 1. で挙げた 97 年刑法第 89 条第 2 項の条文を用いて訴追時効が中断した事例を見ると、全て併合罪として、第一行為と第二行為が同一の裁判にかけられている。そのため、本稿の問題意識であったはずの、確定裁判を経ていない行為であるにも関わらず「犯罪」であるとして、訴追時効中断の効果を認めているのではないかという問題は、公開されている事例の範囲内では確認できないということになる。

確かに、再犯により訴追時効が中断するという規定は、併合罪の場合に用いる限りにおいては、「確定判決を得た行為のみが『犯罪』である」というテーゼと矛盾は生じない。しかし、「前罪の訴追時効期間内にまた犯罪を行うということは改悛しておらず、前罪の際に発現した危険性が消滅しきっていないという意味であり、犯罪の特殊予防の目的から前罪の訴追時効期間を後罪の日から再計算する」という制度趣旨からすると 97 年刑法第 89 条第 2 項の規定は併合罪にのみ適用される条文ではないはずである。ここに、制度趣旨と実務運用に乖離があると言える。

実務運用から見ると、【事例 5】がそうであったように、97 年刑法第 89 条第 2 項の規定は、むしろ犯罪を常習的に行い、社会的危害性が高まった者に対して処罰をしやすいするための規定のようにも見える。中国の刑法の適用には、現在もまだ政治的判断が大きく関わっていると指摘され（高橋，2016b：p.97），さらに訴追時効制度の適用についても政治的判断が関わっているとも言われている（高橋，2017a：p.57）。97 年刑法第 89 条第 2 項の再犯時に訴追時効が中断するとの規定も、再犯により被告人の社会的危害性が高まったために、「処罰しなければならない（処

罰の必要性を優先する）」という政治的判断を優先する規定であると評価できよう。

3. 同類以上の犯罪で中断か

II. 2. で見たように、再犯を公訴時効の中断事由にするとの規定は、社会主義国家ではよく見られることである。しかし、中国と 22 年ロシア刑法以外では、このような中断規定は、同類もしくは先の犯罪より軽くない（重い）犯罪が行われた場合にのみ中断していることも II. 2. で述べた。

中国においては、学説上も単に訴追時効期間内に再び犯罪を行ったときに訴追時効が中断すると考えているとも II. 2. では述べたが、現実にはどのようなになっているのだろうか。

【事例 1】は、第一行為、第二行為ともに窃盗であり、【事例 2】は、第一行為、第二行為、第三行為すべて贈賄である。さらに、【事例 3】は、第一行為、第二行為ともに暴行であり、【事例 4】は、第一行為、第二行為ともに詐欺で、【事例 5】は、公金横領、故意傷害、収賄の例である。少なくとも、【事例 1】～【事例 4】においては第一行為とそれ以降の行為の罪名は同じであり、同類の犯罪が行われたと評価できるであろう。

さらに【事例 5】に関する刑罰は以下のようにになっている。公金横領については、数額が大きく、3 か月を経過しても公金を返還しない場合には 5 年以下の有期徒刑、情状が重い場合には 5 年以上の有期徒刑、数額が大きくなおかつ返還しない場合は 10 年以上の有期徒刑もしくは無期徒刑が科される（97 年刑法第 384 条）。そして、故意傷害罪は、3 年以下の有期徒刑だが、重傷を与えた場合には、3 年以上 10 年以下の有期徒刑が科される（97 年刑法第 234 条）。収賄罪では、数額が比較的大きい場合やその他比較的情状が重い場合、3 年以下の有期徒刑もしくは拘留が科され、さらに罰金が併科されることになる（97 年刑

法第 385 条, 第 386 条, 第 383 条 (一)) .
これら【事例 5】で行われた行為の罰則を見ると, 情状が重くない場合で, 全て 3 年以下もしくは 5 年以下の有期懲役となっており, その罰則は, 大きく変わらないと評価できる. すると, 罰則に着目した場合, 【事例 5】で行われた全ての行為も同類の行為 (同様の重さの犯罪行為) と見ることができるのではないだろうか.

すると, 少なくとも公開されている限りでの案例では, 中国の司法実務では, 同類の行為の再犯の場合に, 訴追時効が中断していることになる. これは, 中国が訴追時効の中断制度を構築する際に, 参考にしたと思われる各社会主義国の制度とその実態は変わらないということでもある. また, これは制度趣旨からいっても当然のことであるように思える. そもそも, 訴追時効期間内に再犯を犯すと時効が中断するのは, 「改悛しておらず, 前罪の際に発現した危険性が消滅しきっていない」ためであった. それであれば, 前罪と同様かより重い危険性が発現する場合にのみ訴追時効が中断するとした方が, 適切であると考えられるためである. 例えば, 強盗致死罪という重い犯罪を行った後, 少額の横領罪など比較的軽い犯罪を犯した場合にも, 危険性が消滅していないと考えるのは不合理であろう. 中国でも, 刑罰の重軽は, 犯罪行為および刑事責任に相応しなければならないとされており (97 年刑法第 5 条), 社会危害性の程度に応じるとされている (高・馬, 2011 : p.28-29) . すなわち, 社会危害性の程度が低い行為で, 前罪の社会危害性の高い行為の危険性が消滅したとは考えにくいということは, 中国でも共有されうる考え方ということである. このため条文の文言では中国は, 「訴追期限内に再び犯罪を行ったときは, 前罪の訴追期限は後罪を犯した日から起算する」と規定しているものの, その実態は「訴追期限内に再び同

類(もしくはより重い)犯罪を行ったときは, 前罪の訴追期限は後罪を犯した日から起算する」として運用がなされている, 制度趣旨には合致すると言える. ただし, 条文の文言とは異なる法運用がなされているという点については疑いがない¹⁷.

IV. 再犯による訴追時効の中断制度の先行研究に対する評釈

再犯による訴追時効の中断制度の運用実態を明らかにしたところで, 順序が前後するが, 先行研究の評釈を行いたい. 中国においては, なぜそのようになるのかが理解しがたい論が見られることがある¹⁸. 再犯による訴追時効の中断制度についても, 理解しがたい先行研究が見受けられるので, 本章ではそれを評釈したい.

1. 結果的加重犯における中断

結果的加重犯 [結果加重犯] とは, 一定の基本となる犯罪行為が発生した後, さらにより重い結果が生じる犯罪をいう (王, 2007 : p.212; 高・馬, 2011 : p.187; 大谷, 2012 : pp.111-112 ; 山口, 2016 : p.7) . 例えば, 暴行罪や傷害罪が発生した後, その結果として被害者が死亡した場合などが典型例と言える.

于 (1998 : p.247) および于 (1999 : pp.379-380) は, 結果的加重犯で, より重い結果が発現したときに, 97 年刑法第 98 条第 2 項を根拠に訴追時効は中断すると述べている. これは, 最初に行われた行為の社会的危害性に變化が生じ, 司法機関が可罰性を再評価する必要があるため, 犯罪者に対する訴追時効期間も長く計算する必要があるためとしている (于, 1998 : p.247 ; 于, 1999 : p.379) .

しかし, この于 (1998 : p.247) および于 (1999 : p.379) の意見に筆者は賛同できない. そもそも, 97 年刑法第 89 条第 2 項は, 「訴

追期限内に再び犯罪を行ったときは、前罪の訴追期限は後罪を犯した日から起算する」と規定している。結果的加重犯は、一つの行為が、結果としてより重い結果を生じるのであり、「訴追期限内に再び犯罪を行ったとき」には該当しない。日本の公訴時効も中国の訴追時効も、「犯罪行為が行われた時（終わった時）から」時効を起算しているとしているが（日本の刑事訴訟法（1948年（昭和23年）7月10日公布。翌年1月1日施行。2017年（平成29年）6月23日最終改正。翌月13日改正法施行）第253条第1項。97年刑法第89条第1項），日本は結果的加重犯の場合は、より重い結果が生じたときを「犯罪行為が終わった時」と解釈している（飯田，1979：p.13；虫明，1988：p.85）。確かに結果発現のときは、「犯罪行為が行われたとき」と捉えることもできる。そのため、中国でも結果的加重犯の訴追時効については、「より重い結果が発現したときに、97年刑法第98条第2項により訴追時効が中断する」ではなく、「より重い結果が発現したときに、訴追時効を起算することとする」と捉える方が合理的なのではないだろうか。

なお、Ⅲ. 1. で見たように、公開されている案例のうちで97年刑法第89条第2項が適用された場合には、結果的加重犯の場合は含まれていない。そのため、「結果的加重犯で、より重い結果が発現したときに、97年刑法第98条第2項を根拠に訴追時効は中断する」とはあくまで于（1998：p.247）および于（1999：pp.379-380）が述べている意見に過ぎない。

2. 黄晓亮・常秀嬌・陳冉『刑罰消滅制度適用』における事例評釈

I. 2. で述べたように、先行研究の中では、黄・常・陳（2012：pp.83-84）のみが事例評釈を行っている。しかし、この事例には、様々

な疑義がある。ここで評釈されている事例は以下の通りである。

1993年1月2日に、被告人AとBは、他の仲間と一緒に、強奪行為を行い、さらに逃亡のためにバスをジャックし、さらに当該バスに乗り合わせていた乗客を殴打した。その後、Bは逮捕・起訴され、実刑を受けたが、Aは逮捕すらされていない。

さらに、2006年11月6日に、Aと満期釈放されたBは共に現金4,000元の窃盗を行い、2010年3月14日にAは強姦行為をしているところを逮捕された。

この事例に対し、黄・常・陳（2012：pp.83-84）は以下のように評釈している。Aの行った強奪行為は、79年刑法第150条により、法定最高刑が有期懲役10年の刑であるため、訴追時効期間は15年である。しかし、訴追時効期間内の2006年11月6日に窃盗罪を行っているため、このときから訴追時効は計算し直され、2021年11月5日に訴追時効は完成する。確かに、強奪罪の実行時からは15年は経過しているが、再犯により、訴追時効は計算され直されているため、いまだ訴追時効期間内にあり、強奪罪の刑事責任を負わなければならない。

この事例は、Ⅲ. 3. で述べた「中国の司法実務では、同類の行為の再犯の場合に、訴追時効が中断している」を否定する事例と言える。強奪罪およびバスジャックは重罪ではあるが、訴追時効中断の根拠とされた4,000元の窃盗は、強奪罪およびバスジャックと比べれば軽罪であり、「同類未満の行為の再犯」で訴追時効が中断しているからである。しかし、この黄・常・陳（2012：pp.83-84）が挙げている事例および評釈にも疑義がある。当該事例は、事件発生の年月日なども具体的に記されているが、起訴日や判決日、判決番号、

引用元などは一切記載されておらず、ここで示されている「事例の結論」は黄・常・陳(2012: pp.83-84)が作成したこのように判断されるべきとの「評釈」である可能性がある。さらに、2006年11月6日に再犯を行ったため、訴追時効の完成は2021年11月5日としているが、さらに2010年3月14日に再犯が行われているため、訴追時効の完成は2025年3月13日となるはずである。このように、訴追時効の完成日に関し、疑義のある結論が出ているため、実際に人民法院が下した判断なのかについては疑わしいと言える¹⁹。

しかし、実際に人民法院が出した結論であったとしても、以下のように評釈することもできる。中国では、訴追時効制度の規定を機械的に適用せず、「処罰の必要性」があるかどうかを先に判断し、それに合うように条文を都合よく解釈することがある(高橋, 2017a: p.55)。そうすると、強奪罪およびバスジャックは重罪であり処罰の必要性が高いため、何とか処罰をするために通常では「同類の行為の再犯の場合」に、訴追時効が中断するという実務運用を行っている97年刑法第89条第2項をこの事例でのみ「単に訴追期限内に再犯を行ったというのみで」訴追時効が中断するとした可能性も否定できない。

いずれにしろ、Ⅲ. 1. で見たように、出典が明らかな中国の裁判結果では、いずれも同類の再犯にのみ97年刑法第89条第2項の規定を適用している²⁰。

3. 過失犯における中断

黄・常・陳(2012: p.84)は、第二行為が過失犯だった場合にも再犯として訴追時効中断の効果があるのかを検討している。黄・常・陳(2012: pp.83-84)は、以下の点から第二行為が過失犯であった場合には訴追時効は中断しないとしている。①過失犯は、犯罪結果の発生を望んで行ったわけではなく、その結果

に対する予見はできないと考えられること。②中国には累犯に関する規定があり(97年刑法第65条)、刑罰の執行終了もしくは恩赦を経てから5年以内に有期懲役以上の刑罰に処せられる犯罪の再犯を行った場合に累犯となる。これは、再犯による訴追時効の中断の規定と類似しているが、累犯の場合には、過失犯を含まないとされている(97年刑法第65条但書)。これらの理由で、再犯による訴追時効の中断についても第二行為が過失犯だった場合には、訴追時効は中断しないとするべきであると黄・常・陳(2012: pp.83-84)は述べている。しかし、同時に黄・常・陳(2012: p.84)は、中国の司法実務では、第二行為が過失犯の場合にも、訴追時効は中断しているとも述べる。

過失犯の場合は、故意がないのであり、再犯による訴追時効の中断制度の趣旨である「改悛していない」とまでは言えない。このため、再犯による訴追時効の中断制度の主旨から言えば、黄曉亮らの「第二行為が過失犯だった場合には、訴追時効は中断しないとするべき」との主張には賛同できる。しかし、黄・常・陳(2012: pp.83-84)の論理構成には賛同できない。①結果を予見できないから訴追時効が中断しないとは、論理飛躍があり、何ら説明になっていないと考えられるし、②累犯に関する規定は、再犯による訴追時効の中断制度とは別物であり、類推適用してかまわないのかについては疑義があるためである²¹。

しかし、97年刑法第89条第2項の文言は、「訴追期限内に再び犯罪を行ったとき」であり、「再び故意に犯罪を行ったとき」ではない。そのため、法律を文言通りに解釈すれば、過失犯であっても訴追時効は中断するべきであろう²²。その意味で、黄・常・陳(2012: p.84)の述べる「中国の司法実務では、第二行為が過失犯の場合にも、訴追時効

は中断している」との扱いは条文に即していると評価できる。ただし、この黄・常・陳（2012 : p.84）の「中国の司法実務では、第二行為が過失犯の場合にも、訴追時効は中断している」との記述には注釈や出典の記載はなく、その根拠は不明である（Ⅲ. 1. で見たように、公開されている範囲での事例には過失犯の場合に触れた例は存在しない）。

V. 結びにかえて

ここまで、再犯による訴追時効の中断制度について、まず公開されている限りの事例を見て、先行研究の評釈も行ってきた。公開されている限りの事例を見て言えることは、97年刑法 89 条第 2 項の規定は、全て併合罪の場合に適用されているため、人民法院が犯罪であると確定させていない行為を「犯罪である」と認定して訴追時効を中断させている例は存在しないということである。このため、「訴追期限内に再び犯罪を行ったときは、前罪の訴追期限は後罪を犯した日から起算する」という条文と、「犯罪の成立とは裁判所によって決定されるものであり、そこで決定された以外の犯罪の評価とは、単なるその行為へのある見方であるだけに過ぎず、何ら犯罪を構成するものではない」というテーゼは矛盾しないことになる。しかし、条文には「併合罪の場合には」との文言はなく、これはあくまで実務上の取り扱いに過ぎない。その意味では、人民法院の判断を待たずに「犯罪」が存在しているかのように見える 97 年刑法 89 条第 2 項の規定は再考する余地があるだろう²³。

しかし、人民法院サイドからすると第一行為と第二行為を併合罪として扱うことにより、犯罪の認定につき矛盾は生じないとしても、捜査機関である公安サイドから見るとやはり矛盾が生じているように見える。それは、公

安サイドや人民検察院サイドから見ると、第二行為が犯罪であると認定されるか分からないにも関わらず、第二行為が犯罪ではないとされた場合に訴追時効が完成している第一行為についても捜査や起訴を行わなければならないからである。訴追時効制度を正当化する学説の中には、司法機関有利説（時効の規定は司法機関の活動に有利である。犯罪後時間が経過すれば証拠は散逸し、証人は死亡もしくはは行方不明となり、証拠の収集、捜査、裁判の進行が困難となる。司法機関にとっては現在の犯罪を処理することが重要である。時効の規定があることによって、司法機関は現在の犯罪を処理することに集中できるとの理由で訴追時効制度を正当化する学説）がある（郎，2002 : p.85 ; 王，2007 : p.315 ; 曲，2007 : pp.266-267 ; 高・馬，2011 : p.310 ; 楊・楊・郭，2011 : p.198 ; 陳，2012 : p.329 ; 高橋，2016a : pp.78-79）。司法機関有利説がある程度支持されている中、訴追時効の中断が認められるか分からない第一行為の捜査や起訴を行うのは無駄なのではないかとの疑問は当然に出てくる。

ところで、中国の民事訴訟に関してであるが、以下のような指摘がある。「中国的権利論を前提にすると、裁判の開始が決定するまでに結論が出ていることになる。起訴受理制度において、法が保護しなければならない合法的権利が、訴訟当事者とともに確定するからである。したがって、先に判決を決め、後から審理する [先定後審] ことも、審理する者が判決を下さず、判決を下す者が審理しない [審者不判，判者不審] ことも当然の構造ということになる」（御手洗，2015 : p.243）。そして、Ⅲ. 1. で述べたように、中国では 97 年刑法第 88 条第 1 項を根拠に、立案がなされれば、訴追時効にかかることはないとされている。ここから、この民事訴訟に関する指摘のように、訴追時効に関しても立案がなさ

れた段階で既に結論が出ており（実は第一行為の訴追時効の中断が認められるのが分かっており）第一行為の捜査や起訴を行うのは無駄ではないと判断されているのかもしれない。また、Ⅲ. 2. でも述べたように、再犯により被告人の社会的危害性が高まったために、「処罰しなければならない（処罰の必要性を優先する）」という政治的判断を優先する規定であるとも評価できる。

これまで中国では訴追時効の運用についても、条文を機械的に適用せず、まず処罰するか否かの政治的判断が先にあるのではないかと指摘や、結果が同じならばその途中プロセスは重要視されないとの指摘がなされてきた（高橋，2017b：p.111）。Ⅲ. 1. の【事例1】は政治的判断で、第一行為は有罪とならなかったと評価しうる。さらに、【事例2】は「連続犯」として扱い（97年刑法第89条第1項）、再犯による訴追時効中断の規定（97年刑法第89条第2項）を用いるべき事例ではないのではないかと考えられる。しかし、【事例2】第一行為の訴追時効が完成しないならどちらの規定を用いても構わないという途中プロセスの不重視と見ることができる。すなわち、これらの先行研究の指摘は、再犯による訴追時効の中断制度の運用にも見ることができると言える。

補論. 外国で起こした犯罪と訴追時効の中断制度

これまで述べてきた点以外にも「訴追期限内に再び犯罪を行ったときは、前罪の訴追期限は後罪を犯した日から起算する」との規定から、中国人が第一行為を中国国内で起こし、第二行為を中国以外（以下「外国」という）で起こした場合どのようなことになるのかという問題が考えうる。行為者の改悛に着目し、前罪の際に発現した危険性が消滅しきっていない

いことが訴追時効中断の趣旨であれば、例え外国で起こした犯罪であろうとも、危険性が消滅していなければ訴追時効を中断させるべきであると言える。日本の場合、日本国内の行為の一部外国で行われた行為が日本の刑法（1907年（明治40年）4月24日公布。翌年10月1日施行。2016年（平成28年）6月3日最終改正。同年6月23日改正法施行）の適用対象となるので（日本刑法第1条～第4条）、日本人が外国で行った行為全てが日本刑法の適用対象となるわけではない。これに対し、中国では79年刑法が適用対象は、中国国内の行為（79年刑法第3条）および中国国民が外国で行った反革命罪、国家通貨偽造罪、有価証券偽造罪、公務員汚職罪、公務員収賄罪、国家機密漏洩罪、国家公務員を偽称した詐欺罪、公文書・証明書・印章偽造罪の対象となる行為（79年刑法第4条）、中国人が外国で行った行為地の法律でも罰されうる行為で79年刑法にも規定されており、79年刑法では3年以上の有期懲役に該当する行為（79年刑法第5条）であった²⁴。そして、97年刑法の適用対象は、中国国内の行為（97年刑法第6条）および中国国民が外国で行った行為（97年刑法第7条）である²⁵。

ここから、少なくとも97年刑法下では中国人が外国で行った行為にも97年刑法が適用されるので²⁶、外国で第二行為を行ったとしても、97年刑法下での再犯という形で訴追時効は中断しうる。ただし、中国人が外国で行った行為に97年刑法の適用があり得るとしても、実際に97年刑法で処罰されるかは別問題である。「外国においてすでに刑の執行を受けた者は、その刑を免除し、または軽減することができる」との規定があるからである（97年刑法第10条後段）。しかし、処罰が免除されたとしても、中国人が外国で行った行為に自体に、97年刑法は適用されているのであり、訴追時効中断の効果は認められると

の論理は成り立つ。

問題となるのは、外国で行われた行為について、中国の公安もしくは人民検察院（日本の「検察庁」に相当）が気づき、訴追時効が中断している旨を認知できるかどうかである。しかし、訴追時効期間内に再犯が行われたか否かは、第二行為が中国国内で行われていても公安や人民検察院が再犯を行った旨を認知しているかは問題となるのであり、第二行為が外国で行われたからといって特に問題となる点とは言えない（中国の公安の捜査権の及ばない範囲で再犯が行われたことを認知できるかという文脈でのみ問題となりうる）。

残念ながら、中国人が第一行為を中国国内で行い、第二行為を外国で行い、再犯として訴追時効が中断しているかについて触れた案例などは、管見の限り確認できない。そのため、司法実務ではどのようにして外国で行われた第二行為などを確認するのかは分からない。しかし、本稿が中国人の目に止まり、訴追時効の中断制度にはこのような問題点もある旨、中国で検討がなされることがあれば、筆者としては望外の喜びである²⁷。

脚注*

- ¹ 高橋孝治＝一般企業勤務・立教大学アジア地域研究所特任研究員
- ² 中国で「公訴時効制度」と呼ばれない理由は、中国では「公訴」のみならず「自訴」も時効の対象となるからである（高橋, 2016a: p.77）。
- ³ 79年刑法第76条も全く同じ条文であった。
- ⁴ 79年刑法第77条には以下のような規定があった。「人民法院、人民検察院、公安機関が強制措置を執った後、捜査または裁判から逃れたときは、公訴時効の制限を受けない」。
- ⁵ 79年刑法第78条も全く同じ条文であった。

⁶ 中国の裁判結果は判例や裁判例ではなく案例と呼ばれ、後の法解釈に制度上も事実上も拘束力がない（宇田川, 2009: p.24; 高見沢・鈴木・宇田川, 2016: p.110 など）。つまり、類似する事件が再び発生したとしても、以前と同じ判断がまたなされるという保障がないのである。また、全ての案例が公開されているわけではなく、全案例数も不明となっている。そのため、本稿では中国最大の法律情報検索の有料ウェブサービス「北大法意」で、2013年5月4日時点で公開されている限りの案例を素材に考察することとする。2013年5月4日は、筆者が訴追時効の案例に対して統計的解析研究を開始した日である。しかし、その後、中国における案例公開の方法が変更され、中国国外からは案例の検索ができなくなった。このため、筆者の訴追時効の案例研究はその後アップデートされていないため本稿でも2013年5月4日の検索結果を用いる。今後に案例研究のアップデートができた場合、その成果は「補論」の形で発表を考えている。なお、北大法意のホームページアドレスは〈<http://www.lawyee.net/>〉。

- ⁷ 訴追時効制度に関する日本語での先行研究には、以下のようなものがある。しかし、どれも中断制度については考察していない。夏目(1974), 高橋(2016a), 高橋(2017a), 高橋(2017b)。
- ⁸ なお、1999年3月15日の憲法改正前は「国家は社会秩序を維持し、国家に対する反逆および其他国家の安全に危害を与える反革命活動を鎮圧し、社会治安に危害を与える活動、社会主義経済を破壊する活動およびその他の犯罪活動に制裁を加え、犯罪者を処罰し改造する」という規定であった。
- ⁹ このような自ら反省・改造する者を寛大に取り扱うという刑事政策の具体例は、中国における死刑の執行猶予制度もそれである

- と言われている(王, 2005 : pp.126-127) .
- ¹⁰ 中国が刑法制定(特に訴追時効の規定)のために参照した各国の法については, 全国人民代表大会常務委員会法律室(1957 : pp.260-270)を参照した.
- ¹¹ もっとも, 人間改造のイデオロギーを強く掲げるのは, 中国共産主義に特有であるとも指摘されている(松下, 1972 : p.100) .
- ¹² もっとも, 于(1999 : p.378)では「単に訴追時効期間内に再犯を犯したという要件のみで訴追時効が中断するとしている国家は多い」と述べられている. 本稿の認識では, この于(1999 : p.378)の認識は誤りということになる.
- ¹³ 訴追時効完成の効果は時代によって「無罪」だったり, 「審理終了」だったりするため, 「訴追時効により有罪とされなかった」と表現する方が適切であると言える(高橋, 2018 : p.3) .
- ¹⁴ 中国における連続犯とは, 「一つの故意をもって数個の犯罪を行う場合」をいう(高・馬, 2011 : p.191 ; 張, 2011 : p.430 ; 陳, 2012 : p.229) .
- ¹⁵ 併合罪とは, 確定裁判を経していない2個以上の罪をいい, 同時審判の可能性のある数罪については, 全体を考慮した上で処断刑を決するのが妥当であるため, 科刑の点において特別の扱いがなされる(山口, 2011 : p.190 ; 前田, 2015 : p.403) .
- ¹⁶ 中国では社会危害性が大きい行為については, 犯罪とはしないとされている(79年刑法第10条, 97年刑法第13条) .
- ¹⁷ もっとも, 条文の文言と異なる法運用は中国ではよく見られる(高橋, 2013 : p.160) .
- ¹⁸ 例えば, 高橋(2017c : pp.204-205)でも, 中国には「何を述べようとしているのかが分からない点」がある論があると評釈している.
- ¹⁹ もっとも, 人民法院が出した判決であって
- も疑義のある結論が出ることもあるため(高橋, 2016c : p.308) , これだけをもって黄・常・陳(2012 : pp.83-84)による「このように判断されるべきとの評釈」であるとは確実には言えない.
- ²⁰ しかし, 「法律学においては, 同一種類の社会的事実については同一種類の法的判断=法的処理がなされることが要請されており」, 管見の限り一件のみとはいえ「単に訴追期限内に再犯を行ったというのみで訴追時効が中断する」と判断したと思われる例が存在することは重要であるとも言える(川島, 1972 : p.24) .
- ²¹ 刑法では一般的に類推解釈は禁止されているが, 被告人に有利な方向での類推解釈は許容されると考えられている(張, 2011 : p.10 ; 大谷, 2012 : p.69) . 第二行為が過失犯の場合に, 訴追時効が中断しないということは, 訴追時効が完成し易くなり, 被告人に有利となると考えられるため, この意味でこの類推解釈は許容されると言えよう.
- ²² このため, 于(2002 : p.318)や黄・常・陳(2012 : p.84)は, 97年刑法第89条第2項に「ただし, 後罪が過失犯の場合は除く」との文言を加筆すべきであると主張している.
- ²³ もっとも, 中国では犯罪は前法律的に存在しているとも指摘されている(坂口, 2001 : pp.1281-1282) .
- ²⁴ その他にも, 外国人が外国で行った行為地の法律でも罰されうる行為で79年刑法にも規定されており, 79年刑法では3年以上の有期懲役に該当する行為を, 中国国家または国民に対して行った場合にも79年刑法は適用されていた(79年刑法第6条) .
- ²⁵ その他にも, 外国人が外国で行った行為地の法律でも罰されうる行為で97年刑法にも規定されており, 97年刑法では3年以上の有期懲役に該当する行為を, 中国国家ま

たは国民に対して行った場合にも 97 年刑法は適用されていた (97 年刑法第 8 条) .

- ²⁶ 中国では、法律は遵守しなければならないとされているが (中国憲法第 53 条) , 刑法についても、中国人が例え外国にいたとしても遵守しなければならないとされている (高・馬, 2011 : p.34) . また、母国法への遵法意識の喚起や国家への忠誠義務の視点から説明する論もある (張, 2011 : p.76) .
- ²⁷ この表現は、斉藤 (2007 : p.170) から示唆を受けた。

***参考文献**

・日本語文献 (50 音順)

- [1] 飯田英男. 「水俣病刑事判決と公訴時効をめぐる問題点」『法律のひろば (ぎょうせい)』32(6) , 1979, pp.12-19.
- [2] 池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義』(第 5 版) 東京大学出版会, 2014.
- [3] 上口裕『刑事訴訟法』(第 4 版) 成文堂,, 2015.
- [4] 宇田川幸則「中国」鮎京正訓 (編) 『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会, 2009, 10-37.
- [5] 王雲海『死刑の比較研究——中国, 米国, 日本——』成文堂, 2005.
- [6] 大谷實『刑法講義総論』(新版第 4 版) 成文堂, 2012.
- [7] 川島武宜 (編集) 『法社会学の基礎 1 (法社会学講座 3)』岩波書店, 1972.
- [8] 斉藤善久『ベトナムの労働法と労働組合』明石書店, 2007.
- [9] 坂口一成「中国刑法における罪刑法定主義の命運 (2・完) ——近代法の拒絶と受容——」『北大法学論集 (北海道大学大学院法学研究科)』52(4) , 2001, pp.1215-1284.
- [10] 坂口裕英「公訴時効について——混合説の批判——」『法政研究 (九州大学)』26(4), 1960, pp.401-416.
- [11] 菅原由香『変革の刑法学と犯罪の研究——ホブス, ケルゼン法哲学からの考察』白順社, 2008.
- [12] 高橋孝治「中国における公訴時効 (訴追時効) 制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究 (慶應義塾大学大学院法学研究科)』(111) , 2016, pp.71-100.
- [13] 高橋孝治「中国における人権問題の最近の動向——2015 年頃の刑事拘束を中心として」『葦牙 (同時代社)』(42), 2016b, pp.92-105.
- [14] 高橋孝治「最高人民法院による無理のある判断——ある日本企業の中国での経験——」『LAW AND PRACTICE (早稲田大学大学院法務研究科)』(10), 2016c, pp.301-311.
- [15] 高橋孝治「中国で公訴時効 (訴追時効) の運用が問題となるある裁判の分析」『東アジア研究 (東アジア学会)』(21) , 2017a, pp.45-61.
- [16] 高橋孝治「中台人的交流に関する公訴時効制度 (訴追時効制度) の考察」『問題と研究 (台湾・国立政治大学国際関係研究センター)』46(3), 2017b, pp.93-119.
- [17] 高橋孝治 (訳) 「公訴時効の議論から見る中国の犯罪観——江西省南昌市司法局刊『公訴時効期間経過後の犯罪の可罰性という試論』」『あとらす (西田書店)』(35) , 2017c, pp.197-207.
- [18] 高橋孝治「中国で公訴時効 (訴追時効) により有罪とならなかった場合の分析検討」『東アジア研究 (東アジア学会)』(22/23 合併) 2018, pp.1-19.
- [19] 高見沢磨・鈴木賢・宇田川幸則『現代中国法入門』(第 7 版) 有斐閣, 2016.
- [20] 中山研一『増補 ソビエト刑法——その本質と課題——』慶應通信, 1972.
- [21] 夏目文雄「中国刑法における時効論」『紀要 (愛知大学国際問題研究所)』(55)1974,

- pp.47-62.
- [22] 平野義太郎「中華人民共和国の刑法および人間改造」恒藤恭＝末川博（編集）『社会主義国家の刑法（季刊法律学 27 号）』有斐閣，1959，pp.1-52.
- [23] 平野龍一・浅井敦『中国の刑法と刑事訴訟法』東京大学出版会，1982.
- [24] ベッカリーア（風早八十二・風早二葉（訳））『犯罪と刑罰（岩波文庫 34-010-1）』（改版）岩波書店，1959.
- [25] 前田雅英『刑法総論講義』（第 6 版）東京大学出版会，2015.
- [26] 松下輝雄『ソビエト法入門』東京大学出版会，1972.
- [27] 御手洗大輔『中国的権利論——現代中国法の理論構造に関する研究』東方書店，2015.
- [28] 道谷卓「公訴時効——歴史的考察を中心として——」『關西大学法学論集』43(5)，1994，pp. 72-155.
- [29] 虫明満「公訴時効の起算点——熊本水俣病刑事事件上告決定——」『香川法学（香川大学）』8(2)，1988，pp.79-92.
- [30] 山口厚『刑法』（第 2 版）有斐閣，2011.
- [31] 山口厚『刑法総論』（第 3 版）有斐閣 2016 .
- ・中国語文献（ピンインアルファベット順）
- [32] 曹子丹・張広賢・馬改秀・王楊（訳）『蘇聯刑法科学史』法律出版社，1984.
- [33] 陳忠林（主編）『刑法総論』（第 2 版）高等教育出版社，2012.
- [34] 高銘暄・馬克昌（主編）『刑法学』（第 5 版）北京大学出版社，2011.
- [35] 高銘暄・趙秉志（編）『新中国刑法立法文献資料総覧（上冊）』中国人民公安大学出版社，1998.
- [36] 高橋孝治「追訴時効起算点の実務問題——以《（2010）扶刑初字第 100 号》案件为中心」『西江月』42(28)，2013，p.160.
- [37] 黄曉亮・常秀嬌・陳冉『刑罰消滅制度適用』中国人民公安大学出版社，2012.
- [38] 賈宇（主編）『刑法学』中国政法大学出版社，2009.
- [39] 郎勝（主編）『中華人民共和国刑法 新注』中国法制出版社，2002.
- [40] 欧武夫（Wolffhart）（林依仁（訳））『中共刑法評析』台湾・蔚理出版社，1996.
- [41] 曲新久（主編）『刑法学』（第 3 版）中国政法大学出版社，2007.
- [42] 全国人民代表大会常務委員会法律室（編）『刑法総則分解資料彙編』法律出版社，1957.
- [43] 于志剛『追訴時効制度比較研究』法律出版社，1998.
- [44] 于志剛『追訴時効制度研究』中国方正出版社，1999.
- [45] 于志剛『刑罰消滅制度研究』法律出版社，2002.
- [46] 王玉明（主編）『毛沢東法律思想庫』中国政法大学出版社，1993.
- [47] 王作富（主編）『刑法』（第 3 版）中国人民大学出版社，2007.
- [48] 謝覺哉「在司法訓練班的講話」『謝覺哉文集』人民出版社，1989.
- [49] 楊春洗・楊敦先・郭自力『中国刑法論』（第 5 版）北京大学出版社，2011.
- [50] 張明楷『刑法学』（第 4 版）法律出版社，2011.